

8 選挙公営

(1) 選挙公報

ア 選挙公報発行状況

区分	候補者数	掲載申請候補者数	印刷部数	配布世帯数	印刷から配布までの所要日数			公報1部当たり印刷費(用紙代を含む)	公報の規格及び頁数
					印刷に要した日数	各世帯に配布を完了するまでに要した日数	計		
選挙区	6	6	2,644,900	2,490,954	2	13	15	3.08円	新聞紙大2頁
比例代表			2,644,900	2,490,954	2	11	13	10.38円	新聞紙大8頁

イ 選挙公報の配布方法

区分	特例配布の届出があった市町数(市町名)
市	11(姫路市、明石市、洲本市、相生市、加古川市、たつの市、赤穂市、三木市、丹波市、南あわじ市、淡路市)
町	2(稲美町、福崎町)

(注) 補助的方法は含まない。

ウ 「選挙のお知らせ」点訳版の購入

区分	発行者	購入部数	配布方法	1部当たりの単価
選挙区	社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 (「点字毎日」号外)	750	県選管より直送 (一部市町より送付)	965円
比例代表				2,090円

エ 「選挙のお知らせ」音声版(DAISY)の購入

区分	発行者	購入本数	配布方法	1本当たりの単価
選挙区	社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 (「愛盲時報」号外)	830	県選管より直送 (一部市町より送付)	1,500円
比例代表				1,500円

オ 「選挙のお知らせ」音声版(カセットテープ)の購入

区分	発行者	購入本数	配布方法	1本当たりの単価
選挙区	社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 (「愛盲時報」号外)	100	県選管より直送 (一部市町より送付)	1,500円
比例代表				1,500円

(2) ポスター掲示場

ア 投票区の規模別設置数

区分	1千人未満				1千人以上 5千人未満			5千人以上 1万人未満		1万人以上		計	
	2km ² 未満	2km ² ~ 4km ²	4km ² ~ 8km ²	8km ² 以上	4km ² 未満	4km ² ~ 8km ²	8km ² 以上	4km ² 未満	4km ² 以上	4km ² 未満	4km ² 以上		
市	投票所数	69	74	108	138	877	88	115	182	11	6	2	1,670
	掲示場設置数	336	396	626	931	6,204	747	1,175	1,508	103	46	20	12,092
町	投票所数	12	12	26	62	45	10	22	2				191
	掲示場設置数	65	61	159	427	331	95	269	15				1,422
計	投票所数	81	86	134	200	922	98	137	184	11	6	2	1,861
	掲示場設置数	401	457	785	1,358	6,535	842	1,444	1,523	103	46	20	13,514

イ 新規、既設別設置数

区分	新設した掲示場数		既設のものを再使用した 掲示場数		レンタル 資材を使用	計
	恒久的	その他	恒久的	その他		
市		12,092				12,092
町		1,161			261	1,422
計		13,253			261	13,514

ウ 市町別設置数

市町名	投票区数	法定数	設置数	減少数
神戸市	355	2,575	2,575	
姫路市	109	838	825	13
尼崎市	82	609	609	
明石市	75	527	527	
西宮市	119	849	849	
洲本市	33	201	201	
芦屋市	21	152	152	
伊丹市	55	383	383	
相生市	23	150	150	
豊岡市	64	505	505	
加古川市	70	499	499	
たつの市	35	260	260	
赤穂市	22	156	156	
西脇市	32	216	216	
宝塚市	62	445	445	
三木市	48	336	336	
高砂市	29	197	197	
川西市	48	336	336	
小野市	30	198	200	△2
三田市	35	265	265	
加西市	35	216	216	
丹波篠山市	53	376	359	17
養父市	28	226	226	
丹波市	40	330	331	△1
南あわじ市	30	235	235	
朝来市	52	369	341	28
淡路市	40	279	279	
宍粟市	31	253	253	
加東市	22	166	166	
猪名川町	14	101	101	
多可町	11	95	95	
稲美町	21	131	135	△4
播磨町	13	91	91	
神河町	11	90	90	
市川町	16	108	108	
福崎町	13	91	91	
太子町	9	66	66	
上郡町	11	87	87	
佐用町	18	146	146	
香美町	31	237	237	
新温泉町	23	175	175	
市計	1,678	12,147	12,092	55
町計	191	1,418	1,422	△4
合計	1,869	13,565	13,514	51

(3) 公営施設使用の個人演説会

ア 会場数

区分	法第161条第1項第1号の学校及び公民館の数		法第161条第1項第2号の公会堂の数	法第161条第1項第3号の市町の選挙管理委員会の指定した施設					合計
	学校	公民館	公会堂	社寺	農協組 業 同 合	商工 会 議 所	その他	計	
市	1,542	234	230				641	641	2,647
町	76	35	17				78	78	206
計	1,618	269	247				719	719	2,853

イ 会場使用度数

区分	施設の使用度数						合計		
	学校及び公民館		公会堂		指定施設		公費負担	候補者負担	
	公費負担	候補者負担	公費負担	候補者負担	公費負担	候補者負担			
選挙区	市	10		11		38		59	
	町	1				2	1	3	1
	計	11		11		40	1	62	1
比例代表	市					3		3	
	町	1						1	
	計	1				3		4	

(4) 新聞広告

区分	広告をした候補者数	広告延回数	広告料金（1人1回分）
朝日新聞	4人	5回	413,856円
毎日新聞	3人	3回	304,966円
読売新聞	5人	8回	457,941円
産経新聞	0人	0回	—
日本経済新聞	1人	1回	682,214円
神戸新聞	6人	13回	502,200円

(5) 政見放送

ア 局収録方式・持込み方式の選択状況

候補者名 (届出順)	所属政党	持込み 選択の 可否	局収録を行った実施放送局				持込みを行った実施放送局				
			NHK テレビ	NHK ラジオ	サ ン テレ ビ	ラ ジ オ 関 西	NHK テレビ	NHK ラジオ	サ ン テレ ビ	ラ ジ オ 関 西	
原 博義	NHKから国 民を守る党	×	○	NHKテレビによる収録デー タを使用				—	—	—	—
高橋 みつお	公明党	○	×	×	×	×	○	○	○	○	
安田 真理	立憲民主党	○	×	×	×	×	○	○	○	○	
かだ 裕之	自由民主党	○	×	×	×	×	○	○	○	○	
清水 貴之	日本維新の会	○	×	×	×	×	○	NHKテレ ビ用の録画 データを使 用	○	○	
金田 峰生	日本共産党	○	×	×	×	×	○	NHKテレ ビ用の録画 データを使 用	○	○	

イ 政見放送の日時及び順序（選挙区）

放送局名	回数	放送日時		政見・経歴放送の放送順序					
NHK総合 テレビ	1回目	7月9日（火）	7:30～7:50	原博義	金田峰生	安田真理			
		7月10日（水）	7:30～7:50	かだ裕之	高橋みつお	清水貴之			
	2回目	7月17日（水）	14:05～14:25	原博義	金田峰生	安田真理			
		7月18日（木）	14:05～14:25	かだ裕之	高橋みつお	清水貴之			
NHK ラジオ第1	1回目	7月11日（木）	19:30～19:50	原博義	金田峰生	安田真理			
		7月12日（金）	19:30～19:50	かだ裕之	高橋みつお	清水貴之			
	2回目	7月16日（火）	8:05～8:25	原博義	金田峰生	安田真理			
		7月17日（水）	8:05～8:25	かだ裕之	高橋みつお	清水貴之			
サンテレビ ジョン	1回目	7月11日（木）	15:15～15:55	高橋みつお	安田真理	原博義	かだ裕之	清水貴之	金田峰生
	2回目	7月12日（金）	20:00～20:40	高橋みつお	安田真理	原博義	かだ裕之	清水貴之	金田峰生
	3回目	7月16日（火）	19:00～19:40	高橋みつお	安田真理	原博義	かだ裕之	清水貴之	金田峰生
ラジオ関西	1回目	7月11日（木）	18:00～18:40	原博義	安田真理	金田峰生	高橋みつお	かだ裕之	清水貴之

<経歴放送（NHK）>

テレビ総合テレビ : 7月17日（水） 11:35～11:54

NHKラジオ第1 : 7月10日（水）、7月12日（金）、7月18日（木） 各11:05～11:25

(6) 選挙運動用自動車

区 分	一般運送 契約によ るもの (ア)	(ア) 以外の契約によるもの				合 計
		自動車の借入 (イ)	燃料の供給 (ウ)	運転手の雇用 (エ)	計	
契約をした 候補者数	人	5人	3人	4人		
延べ使用 (従事)日数	日	85日		68日		
契約金額 の総額	円	916,500円	299,543円	850,000円	2,066,043円	2,066,043円
基準額の 総額	円	1,343,000円	385,560円	850,000円	2,578,560円	2,578,560円
請求額の 総額	円	916,500円	293,667円	807,500円	2,017,667円	2,017,667円

- (注) 1. 本表は供託物を没収されない者について記載している。
 2. 「契約金額の総額」は、選管に届出された契約届出書記載金額の総計である。
 3. 「基準額の総額」は、個々の候補者ごとに(ア)1日64,500円×使用日数(イ)1日15,800円×使用日数(ウ)7,560円×選挙運動日数(エ)12,500円×雇用日数により算出したものの合計である。
 4. 「請求額の総額」は個々の候補者ごとに契約金額と基準額のいずれか少ない額を選び、それを合計したものである。

(7) 選挙運動用ビラ

区 分	1 回 契 約		計	2 回 契 約		合 計
	5万枚以下	5万枚を 超えるもの		5万枚以下	5万枚以下1回 5万枚超 1回	
1種類のみ 作成した候補 者及び枚数	人 枚	4人 1,066,000枚	4人 1,066,000枚			4人 1,066,000枚
2種類を 作成した候補 者及び枚数	人 枚	1人 265,000枚	1人 265,000枚	人 枚	人 枚	1人 265,000枚
契約金額の総額	円	6,079,030円	6,079,030円	円	円	6,079,030円
基準額の総額	円	7,400,225円	7,400,225円	円	円	7,400,225円
請求額の総額	円	6,048,700円	6,048,700円	円	円	6,048,700円
平均単価	円	4.57円	4.57円	円	円	4.57円

- (注) 1. 本表は供託物を没収されない者について記載している。
 2. 「基準額の総額」は、個々の候補者ごとに確認書により確認された作成枚数に確認書により確認された作成枚数が(1)5万枚以下の場合は7円51銭、(2)5万枚を超える場合には、次の算式により単価をそれぞれ乗じたものの合計である。

$$\frac{375,500円 + 5円2銭 \times (当該作成枚数 - 50,000)}{当 該 作 成 枚 数} \quad (1 銭未満の端数は切り上げ)$$

3. 平均単価の算出は次の算式による。

$$\frac{契 約 金 額 の 総 額}{契 約 届 に 記 載 さ れ た 枚 数 の 全 候 補 者 合 計 枚 数} \quad (1 銭未満の端数は切り上げ)$$

(8) 選挙運動用ポスター

候補者数	作成枚数	契約金額の総額	基準額の総額	請求額の総額	平均単価
5人	105,418枚	10,038,534円	7,273,842円	7,027,814円	96円

(注) 1. 本表は供託物を没収されない者について記載している。

2. 「基準額の総額」は、個々の候補者ごとに確認書により確認された作成枚数に

$$\frac{573,030円 + 27円50銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}}$$
 による単価
 をそれぞれに乗じたものの合計である（単価は1円未満の端数は切り上げ）。

3. 平均単価の算出は次の算式による。

$$\frac{\text{契約金額の総額}}{\text{契約届に記載された(枚)数の全候補者合計(枚)数}}$$

(9) 通常葉書、立札及び看板の類

区分	通常葉書 (ア)	立札及び看板の類		
		選挙事務所用 (イ)	選挙運動自動車等用 (ウ)	個人演説会用 (エ)
候補者数	5人	5人	5人	5人
作成枚数	347,550枚	39枚	24枚	26枚
契約金額の総額	2,519,980円	2,206,026円	843,648円	831,345円
基準額の総額	2,265,625円	2,141,646円	1,039,840円	993,125円
請求額の総額	2,225,000円	1,995,510円	802,228円	808,250円
平均単価	7.25円	56,565円	35,152円	31,975円
選挙事務所の数		5		

(注) 1. 本表は供託物を没収されない者について記載している。

2. 「基準額の総額」は、個々の候補者ごとに確認書により確認された作成(枚)数に下記の単価
 (ア) 作成枚数が35,000枚以下の場合は7円71銭、35,000枚を超える場合はつぎの算式による単
 価をそれぞれ乗じたものを合計する。

$$\frac{269,850円 + 6円66銭 \times (\text{当該作成枚数} - 35,000枚)}{\text{当該作成枚数}}$$

(1銭未満の端数は切り上げ)

(イ) 54,914円 (ウ) 51,992円 (エ) 39,725円 をそれぞれ乗じたものである。

3. 平均単価の算出は次の算式による。

$$\frac{\text{契約金額の総額}}{\text{契約届に記載された(枚)数の全候補者合計(枚)数}}$$

【(ア)については1銭未満、その他については1円未満の端数は切り上げ】